

「河川協力団体」の公募について

◆河川協力団体について

河川法第58条の8第1項の規定により、河川協力団体を指定することができます。

河川管理者は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行っている団体等を、河川協力団体に指定し、支援をしています。

河川管理者と連携して活動する団体を河川協力団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進するものです。

【河川協力団体指定のメリット】

- ①河川法に位置づけられた団体として指定されます。
- ②河川協力団体が活動をするために必要となる河川法上の許可等が河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。（河川啓発看板の設置等）

【指定の要件】

- ・河川協力団体は、県が定めた公募要項（別添参照）により公募を行い指定されます。
- ・申請の資格要件としては、構成員が5名以上いること、過去5年以上の活動実績があること、直近1年間の税を滞納していないこと等が必要となります。
- ・指定にあたっては、指定に係る検討会が応募団体の活動実績（継続性、公共性、活動姿勢等）及び活動の実施計画（実効性、貢献度、協調性等）について審査を行います。

◆募集対象河川

栃木県が管理する全ての河川を対象として河川協力団体を公募します。

◆応募方法等

河川協力団体への応募方法や問い合わせ等については、別添の公募要項を参照してください。

◆公募スケジュール

